②労働基準法:働く女性の母性保護のための条項がある 対象者:女性労働者

権利	権利の内容	利用するには
産前産後休暇 (第 65 条)	産前休暇:予定日の6週間前 (予定日は含まれる。多胎妊娠は14週前) 産後休暇:出産の翌日より8週間 (ただし、6週間前は強制的休暇)	本人の請求
危険有害業務の 就業制限 (第 64 条の 3)	妊産婦(妊婦および産後 1 年未満の女性)の危険有害業務の就業を制限 ① 重量物を取り扱う業務 ② 有毒ガスを発散する場所での業務 ③ その他妊婦・出産・保育に有害な業務	産後 6 週以降は 本人の請求
軽易業務転換 (第65条の3) 変形時間外労働制 の適用制限 (第66条の1) 時間外・休日労働、 深夜業の禁止 (第66条の2,3)	危険有害業務以外の業務でも、妊娠中の女性の請求により、使用者は軽易な業務へ変換させなければならない。 1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることはできない。 妊産婦の時間外・休日労働・深夜業の免除を請求できる。	本人の請求
育児時間 (67条) 生理休暇 (67条)	生後満1年に満たない生児を育てる女性は1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる。 生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した時は、生理日に就業させてはならない。	